

# 令和2年度 第25回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和3年3月26日(金) 午後3時から3時25分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也  
委員 上田 博久  
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久  
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子  
係長 毎野 卓実 係長 足立 陽子  
係長 高多 孝典

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

## 四 議 題

- 議案第1号 職員の採用選考に係る専決処分の承認について  
議案第2号 選考により採用する職に係る承認について(医療技術職)  
議案第3号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正等関係)

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号及び第3号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

職員の採用選考に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第2号

選考により採用する職(医療技術職)に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

#### 1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
薬剤師	5名程度	・職員の欠員による補充(中央病院+3名、厚生病院+2名)

#### 2 採用予定日

令和4年4月1日

### 3 選定方法

病院局において選考を実施。

#### (1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）

※面接試験は、遠隔地の面接官とリモート形式で実施予定。

#### (2) 受験資格

##### ア 年齢

昭和37年4月2日以降に生まれた人

##### イ 資格・免許

薬剤師法第2条に規定する薬剤師免許を有する者

(※) 令和4年4月30日までに同免許を取得する見込みの者を含む。

#### (3) 試験実施スケジュール（予定）

4月14日（水） 募集開始

5月28日（金） 募集締切

6月12日（土） 試験日

6月28日（月） 合格発表

### 4 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

### ◇議案第3号

人事委員会規則等の一部改正（組織改正等関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正する。

#### 1 改正する規則等の名称

##### (1) 令和3年度組織改正関係

① 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）

② 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）

③ 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）

④ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について（平成19年第200600204250号）

⑤ 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）

⑥ 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について（平成19年第200600201226号）

⑦ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）

⑧ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和52年発鳥人委第14号）

##### (2) 公平委員会受託事務関係

○ 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）

### 2 概要

#### (1) 令和3年度組織改正関係

① 職員の職務の級の分類に関する規則

組織の新設及び廃止、職の見直し等に伴い、職員の職務の級の分類を一部改正する。

<知事部局>

○行政職給料表

- ・所属の名称変更（農林水産総務課 → 農林水産政策課）
- ・所属の名称変更（農業大学校 → 農業振興監農業大学校）
- ・所属の名称変更（地域振興局 → 県民福祉局）
- ・職の名称変更（農業振興戦略監 → 農業振興監）
- ・本庁共通の職：「危機管理専門官」の級の変更（6級→7級）
- ・本庁共通の職：次長級「デジタル戦略監」の新設（8級）
- ・本庁共通の職：課長級「観光誘客ディレクター」の新設（6級）
- ・総合事務所の保健所の職：次長又は課長級「所長（保健所）」の新設（7級）
- ・総合事務所の保健所の職：次長又は課長級「副所長」の新設（6級及び7級）

○医療職（1）給料表

- ・地方機関の総合事務所の職：副院長又は部長級「所長（保健所）」の新設（3級）
- ・地方機関の総合事務所の職：副院長又は部長級「副所長（保健所）」の新設（3級）
- ・地方機関の総合事務所の職：部長級「参事（保健所）」の新設（3級）

<教育委員会>

○教育職（1）（2）給料表 共通

- ・市町村立学校の職：「主幹教諭」の新設。（特2級）
- ・2級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級を特2級とすることができる規定を新設。

○教育職（1）給料表

- ・職の名称変更（寄宿舎主任、寄宿舎副主任 → 寄宿舎教諭）

② 管理職員等の範囲を定める規則

組織の新設、職の見直し等に伴い、管理職員の範囲を定める当該規則別表に規定する職員を一部改正する。

<知事部局>

- ・本庁 「農業振興監」の追加及び「農業振興戦略監」の削除。
- ・本庁 「デジタル戦略監」の追加。
- ・本庁 「観光誘客ディレクター」の追加。
- ・総合事務所 「副所長」の追加。
- ・児童相談所 「参事」の追加。

③ 管理職手当に関する規則

組織の新設及び廃止、職の見直し等に伴い、別表第1に規定する組織又は職、及び別表第2の備考第1で定める特定職に関する規定を一部改正する。

また、別表第2に規定する医師（3級）の管理職手当区分が4種である職員の管理職手当月額を新設する。

○規則別表第1

<知事部局>

- ・所属の名称変更（農業大学校 → 農業振興監農業大学校）
- ・所属の名称変更（鳥取県立ハローワーク → 雇用人材局鳥取県立ハローワーク）
- ・本庁2種：「デジタル戦略監」を追加。（非特定職）
- ・本庁2種：「農業振興監」を追加し、「農業振興戦略監」を削除。（非特定職）

- ・本庁3種：「危機管理専門官」を追加。(非特定職)
- ・本庁4種：「危機管理専門官」を削除。(非特定職)
- ・本庁4種：「観光誘客ディレクター」を追加。(非特定職)
- ・地方機関の総合事務所1種：「保健所の所長」を除く。
- ・地方機関の総合事務所2種及び3種：「副所長」を追加。※2種は要承認

○規則別表第2

- ・医療職給料表(1)の職務の級が3級の職員の管理職手当区分が4種の手当額を新設(保健所の参事)

再任用職員以外 71,900円 再任用職員 54,700円

○規則別表第2 備考

<知事部局>

- ・備考第1項第2号：所属の名称変更(農業大学校 → 農業振興監農業大学校)
- ・埋蔵文化財センターの所長を特定職とする。(現行 非特定職)

④ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について  
組織の新設、廃止、職の新設又は廃止等に伴い、通知を改正するもの。

- ・2種の管理職手当を支給する職(次長相当職)の規定に、総合事務所の副所長を追加。
- ・所属の名称変更(農業大学校 → 農業振興監農業大学校)

⑤ 給料表の適用範囲に関する規則

組織の新設及び廃止、職の見直し等に伴い、教育職給料表(1)、教育職給料表(2)、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)を適用する職員の範囲を定める規定を一部改正する。

<知事部局>

○医療職給料表(1)

- ・中部総合事務所又は西部総合事務所の「参事」を追加。

○医療職給料表(2)

- ・所属の名称変更(総合事務所福祉保健局 → 総合事務所保健所)
- ・保健所健康支援総務課、医薬・感染症対策課、生活安全課の職を追加。
- ・所属の名称変更(総合事務所生活環境局 → 総合事務所環境建築局)
- ・総合事務所環境建築局の「所長」「副所長」を削除。
- ・中部療育園の「課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)」を追加。

<教育委員会>

○教育職給料表(1)

- ・高等学校又は特別支援学校に「寄宿舎教諭」を追加し、「寄宿舎主任、寄宿舎副主任」を削除。

○教育職給料表(2)

- ・小学校、中学校又は義務教育学校に「主幹教諭」を追加。

⑥ 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について

規則で「人事委員会が定めるものに限る。」とされている医療職給料表(2)が適用される職員に関する規定について、組織改正を踏まえた所要の改正を行う。

- ・所属の名称変更(総合事務所福祉保健局健康支援課 → 総合事務所保健所医薬・感染症対策課及び生活安全課)
- ・所属の名称変更(総合事務所生活環境局 → 総合事務所環境建築局)
- ・総合事務所環境建築局から「副所長」を削除。
- ・医療職給料表(2)が適用される中部療育園の課長補佐は、採用時の職が理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士である職員とする。

- ⑦ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
  - ・教育職給料表（1）の級別資格基準表について、「寄宿舍教諭」の規定を整備する。
  - ・過去の引用条文の改正漏れのあった箇所についての改正。
- ⑧ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について  
職の見直し等に伴い、級別資格基準表の読み替えの対象とする職種を一部改正する。

(2) 公平委員会受託事務関係

- 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則  
委託団体からの依頼に基づき、当該団体における職の設置等を踏まえ、管理職員等の範囲を定める規則別表を一部改正する。
  - <改正依頼のあった団体 2団体> 若桜町、日野町
    - 若桜町 町長部局の「参事官」を追加  
包括支援センターの「所長」を追加
    - 日野町 保育所の「所長」を追加（令和2年度の改正漏れ）

4 施行日

令和3年4月1日

【質疑等】

- 委員：管理職員等の範囲を定める規則で、児童相談所の「参事」が追加となる背景を教えてください。
- 事務局：今年度4月から実際に参事の職に就いている職員がいる。給料は行政職給料表6級で管理職員である。
- 事務局：具体的には、米子児童相談所に管理職が所長の1人だけだった。令和元年度に問題があったことから、今年度から管理職を1人増やして体制強化を図ったもの。

六 次回人事委員会の開催

令和3年4月19日（月）午前9時40分から開催することとした。